

特別教育について



とは？

答2 対象業務として、研削といしの取替え・取替え時、試運転の業務、アーチ溶接の業務など56の業務が規定されています。(労働

安全衛生規則) (以下「安規」という) 第36条) 改めて、対象業務を確認し、特別教育未修了者が業務につくことがないよう安全管理の徹底と計画的な増員が望まれます。

作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業を除く) 平成28年7月1日より適用

問題3 最近、規則の改正で追加された業務があると聞きました。どのようなものでしょうか？

答3 平成27年の改正により新たに次の業務が追加されています。

(労働安全衛生法) (以下「法」という) 第61条1項これら業務に準ずる一定の危険、有害業務に労働者をつかせるときは、あらかじめ必要な教育を事業者に義務付けているものが特別教育です。(法第59条3項)

問2 特別教育の対象業務

は企業が負担すべきですか？ 考え方について、次の通達が示されています。「法第59条及び法第60条の安全衛生教育告示第92号) で定める科目、範囲、時間について、学科教育及び実技教育により行う必要があります。

に際しては、安全衛生特別教育規定(昭和47年労働省告示第92号) で定める科目、範囲、時間について、学科教育及び実技教育により行

ます。」「特別教育の講師の資格要件はありますか？」

答5 特別教育の講師について、次の通達が示されています。「特別教育の講師について十分な知識、経験を有する者でなければならることは当然である」(昭48・3・19 基発第145号)

また、安全衛生教育の実施に要する時間は労働時間内に行うのを原則とすること。

また、安全衛生教育の実施には、当然割増賃金を支払わなければならないものであること。また、法第59条第3項の特別教育なし法第60条の職長教育を企業外で行う場合の講習会費

講習旅費等についても、この法律に基づいて行うものについては、事業者が負担すべきものであること」(昭47・9・18 基発第602号)

答6 特別教育を行つたときは、特別教育の受講者、科目等の記録を作成、3年間保存することになります。(安規第38条)

問7 社外受講の講習会費

(池戸労務・安全管理事務所所長 池戸宏光)